

有効期間 5 年（令和 8 年 12 月 31 日まで）

令和 3 年 12 月 15 日

各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様

刑 事 部 長
（刑事総務課）

長期未解決事件に関する検察官への連絡及び送致について（通達）

公訴時効が廃止された罪に係る長期未解決の事件（以下「長期未解決事件」という。）の捜査については、公訴時効が廃止・延長された罪に係る事件に対する捜査の徹底について（平成 31 年 4 月 9 日付け本部長通達。以下「本部長通達」という。）により示されているところであるが、長期未解決事件に関する検察官への連絡及び送致については、次のとおり対応されたい。

1 検察官への連絡

長期未解決事件に関して、個々の事件ごとに、事件の態様その他の事情に照らし、適宜のタイミングで検察官への連絡を行う必要があるが、本部長通達 1 (3) を踏まえ、事件発生から 5 年を経過したものについては、少なくとも 1 年に 1 回は、捜査の経過のほか、証拠品の取扱い、その他参考となるべき事項について検察官に連絡すること。

また、検察官への連絡は、本部事件主管課に属する警察官（複数でも可）から行うこととし、広島地方検察庁からも連絡窓口となる検察官について随時連絡を受けておくこと。

2 送致

(1) 送致の検討

長期未解決事件については、被疑者を検挙するまで、一切、検察官へ送致することができないものではなく、公訴時効が廃止された趣旨も十分に踏まえつつ、個別の事情に照らし、次のいずれかに該当するものについては、検察官と連携の上、送致を検討すること。

ア 犯罪の時から長期間が経過して被疑者が 100 歳に達したと認められるとき（被疑者の年齢が不明であるときは、犯罪の時 20 歳であったとみなして計算）など、被疑者が死亡している蓋然性が高いと認められるに至った。

イ 犯罪の時から 30 年を超え、相当期間捜査を尽くしたが、被疑者の特定につながる客観証拠が得られず、情報収集に努めるも新たな情報が得られる見込みがない状態にあるなど、捜査資源の適正配分の観点から送致

に妥当性が認められ、かつ、送致することが被害者遺族の処罰感情に反しないと判断される。

(2) 遺族への説明

事件を送致する場合には、被害者遺族の心情に十分に配慮し、適切な説明を行うこと。

(3) 事件送致後の捜査

事件を送致した後に被疑者の特定につながる新たな証拠が明らかになった場合等には、改めて捜査体制を整え、事件の解決に努めること。

（ 本件担当 捜査指導室指導第一係
警 電 XXXXXXXXXX ）